

6 資 料

令和7年度公民館利用状況(人数)・・・・・・・・・・・・・・・・	238
令和7年度公民館利用状況(回数)・・・・・・・・・・・・・・・・	239
令和7年度公民館利用状況(種類別)・・・・・・・・・・・・・・	240
令和7年度公民館利用状況(時間別)・・・・・・・・・・・・・・	241
令和7年度地区センター「こどもの遊び場」「学習スペース」利用状況・・	242
春日部市公民館利用状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	243
春日部市公民館使用料歳入額の推移・・・・・・・・・・・・・・	244
令和7年度公民館事業体系(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)・・	245
法 令 社会教育法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	251
条例・規則 春日部市公民館条例・・・・・・・・・・・・・・・・	256
春日部市公民館運営審議会条例・・・・・・・・・・・・・・	265
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例・・	266
春日部市公民館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・	267
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(抄)・・	274
要 綱 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱・・	276
要 領 春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の付属設備の取扱要領・・	277

令和7年度 公民館利用状況(人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央公民館	8,303	7,670	8,520	8,685	6,184	7,496	9,620	8,525	8,014	6,242	7,795	8,456	95,510
粕壁南公民館	2,827	3,268	2,723	2,826	2,488	2,659	2,984	3,156	3,040	2,685	2,341	3,010	34,007
内牧地区公民館	1,958	1,794	1,900	1,846	1,500	1,851	1,688	2,147	1,736	1,456	1,295	2,136	21,307
内牧南公民館	876	663	786	878	656	1,024	1,034	846	852	700	672	861	9,848
豊春地区公民館	3,301	3,575	3,933	4,351	3,596	3,941	5,530	3,545	3,650	3,898	3,353	4,038	46,711
豊春第二公民館	2,405	2,020	2,247	1,844	1,831	2,233	2,495	2,780	2,326	2,066	1,747	2,341	26,335
武里地区公民館	4,641	3,972	4,242	4,341	4,284	3,825	4,085	4,077	4,448	3,861	3,803	4,312	49,891
武里東公民館	1,551	1,355	1,344	1,406	843	1,302	1,260	1,587	1,213	1,090	1,061	1,425	15,437
幸松地区公民館	3,167	3,511	3,489	4,151	2,306	3,015	3,719	2,413	3,174	3,092	3,434	3,443	38,914
幸松第二公民館	1,270	1,525	1,478	1,469	999	1,259	1,390	1,552	1,160	1,024	1,176	1,311	15,613
豊野地区公民館	1,474	1,419	1,368	1,569	1,202	1,446	3,479	1,393	1,196	1,224	1,340	1,500	18,610
藤塚公民館	1,426	1,446	1,527	1,475	1,219	1,434	1,572	1,576	1,449	1,276	1,276	1,635	17,311
武里南地区公民館	0	1,176	1,292	1,308	1,058	1,059	1,083	1,462	1,530	1,418	1,371	1,461	14,218
武里大枝公民館	2,359	2,225	2,584	3,099	2,377	2,534	2,525	2,768	2,696	2,423	2,393	2,551	30,534
庄和地区公民館	768	498	599	516	218	670	608	3,400	5,132	4,194	4,282	5,893	26,778
庄和南公民館	3,788	3,889	3,535	3,431	3,189	3,943	4,282	3,294	2,866	2,018	1,853	2,356	38,444
合 計	40,114	40,006	41,567	43,195	33,950	39,691	47,354	44,521	44,482	38,667	39,192	46,729	499,468

令和7年度 公民館利用状況(回数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央公民館	689	597	637	650	628	618	676	597	629	544	577	634	7,476
粕壁南公民館	324	366	346	366	333	328	359	382	343	331	269	359	4,106
内牧地区公民館	255	246	277	240	234	231	224	276	198	215	181	265	2,842
内牧南公民館	159	145	142	157	141	192	204	184	169	158	160	193	2,004
豊春地区公民館	384	385	394	422	375	407	422	377	382	406	383	425	4,762
豊春第二公民館	253	229	234	225	219	241	247	231	241	225	200	256	2,801
武里地区公民館	476	425	455	486	453	437	461	363	442	400	420	504	5,322
武里東公民館	144	141	143	147	104	135	139	152	134	120	131	140	1,630
幸松地区公民館	364	364	358	387	310	325	375	244	323	304	318	351	4,023
幸松第二公民館	112	114	118	121	93	115	119	140	118	102	116	127	1,395
豊野地区公民館	172	148	163	175	166	138	145	146	155	142	121	171	1,842
藤塚公民館	164	154	175	163	144	170	176	175	159	151	142	179	1,952
武里南地区公民館	0	178	175	181	165	151	181	192	169	162	157	181	1,892
武里大枝公民館	251	234	244	254	248	217	238	258	242	240	219	237	2,882
庄和地区公民館	39	31	40	35	19	38	47	284	294	369	394	457	2,047
庄和南公民館	346	415	382	385	285	352	356	288	234	197	191	241	3,672
合 計	4,132	4,172	4,283	4,394	3,917	4,095	4,369	4,289	4,232	4,066	3,979	4,720	50,648

令和7年度 種類別公民館利用状況

	教室・講座・行事		行政機関の利用		青少年団体		成人団体		女性団体		高齢者団体		個人利用		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	106	6,095	837	25,829	203	3,192	2,715	39,056	1,486	10,033	909	10,085	1,220	1,220	7,476	95,510
粕壁南公民館	41	793	72	1,156	113	1,355	1,717	19,970	1,038	6,928	460	3,140	665	665	4,106	34,007
内牧地区公民館	14	711	593	3,191	435	6,511	790	4,903	304	1,568	657	4,374	49	49	2,842	21,307
内牧南公民館	17	320	3	56	204	1,314	397	2,168	750	4,408	365	1,314	268	268	2,004	9,848
豊春地区公民館	61	3,533	724	15,813	248	2,375	1,150	8,550	1,232	11,746	586	3,933	761	761	4,762	46,711
豊春第二公民館	88	2,283	126	3,055	420	4,374	746	4,724	936	7,859	273	3,828	212	212	2,801	26,335
武里地区公民館	128	4,755	703	8,884	390	3,284	1,834	17,977	1,236	8,702	778	6,036	253	253	5,322	49,891
武里東公民館	12	293	15	491	85	813	567	6,362	674	5,190	253	2,264	24	24	1,630	15,437
幸松地区公民館	64	1,239	634	7,105	468	5,989	1,617	15,137	936	7,140	282	2,282	22	22	4,023	38,914
幸松第二公民館	4	168	85	1,245	233	3,618	440	5,659	435	4,039	65	751	133	133	1,395	15,613
豊野地区公民館	43	3,762	509	4,751	231	2,160	566	4,826	261	2,074	113	918	119	119	1,842	18,610
藤塚公民館	9	291	48	631	95	398	535	4,458	686	4,752	377	6,579	202	202	1,952	17,311
武里南地区公民館	15	434	45	909	248	2,644	565	4,430	636	4,567	172	1,023	211	211	1,892	14,218
武里大枝公民館	56	2,328	668	10,371	123	1,090	1,408	12,187	447	3,211	178	1,345	2	2	2,882	30,534
庄和地区公民館	92	4,277	34	550	224	3,410	733	9,778	781	6,871	166	1,875	17	17	2,047	26,778
庄和南公民館	5	125	189	4,379	379	6,814	1,426	14,704	1,212	8,273	350	4,038	111	111	3,672	38,444
合 計	755	31,407	5,285	88,416	4,099	49,341	17,206	174,889	13,050	97,361	5,984	53,785	4,269	4,269	50,648	499,468

令和7年度 時間別公民館利用状況

	平日利用				土・日祝日利用				合 計	
	8:30～17:00		17:00～22:00		8:30～17:00		17:00～22:00			
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	4,187	50,100	1,062	7,594	1,903	35,348	324	2,468	7,476	95,510
粕壁南公民館	2,419	18,947	398	3,470	1,155	10,275	134	1,315	4,106	34,007
内牧地区公民館	1,440	9,950	416	3,781	784	6,060	202	1,516	2,842	21,307
内牧南公民館	975	4,390	192	312	713	3,869	124	1,277	2,004	9,848
豊春地区公民館	2,765	26,735	456	4,975	1,317	13,879	224	1,122	4,762	46,711
豊春第二公民館	1,686	14,778	353	3,227	716	8,033	46	297	2,801	26,335
武里地区公民館	3,104	27,394	396	2,773	1,615	18,328	207	1,396	5,322	49,891
武里東公民館	981	8,506	103	1,032	480	4,898	66	1,001	1,630	15,437
幸松地区公民館	2,088	17,868	524	6,043	1,182	12,629	229	2,374	4,023	38,914
幸松第二公民館	715	7,117	213	2,873	418	5,172	49	451	1,395	15,613
豊野地区公民館	1,033	8,888	227	2,035	510	6,991	72	696	1,842	18,610
藤塚公民館	1,142	10,945	181	1,269	612	5,001	17	96	1,952	17,311
武里南地区公民館	1,120	8,319	80	680	658	5,106	34	113	1,892	14,218
武里大枝公民館	1,673	16,715	215	1,870	961	11,842	33	107	2,882	30,534
庄和地区公民館	1,308	15,028	195	2,131	520	9,389	24	230	2,047	26,778
庄和南公民館	2,154	22,047	463	5,400	927	9,638	128	1,359	3,672	38,444
合 計	28,790	267,727	5,474	49,465	14,471	166,458	1,913	15,818	50,648	499,468

令和6年度より、市内8地区に設置されている地区公民館(第二館及び相当する館を除く)に地区センターを付加した施設の総称として「市民センター」という名称となった。「地区センター」の機能として「こどもの居場所づくりとしての機能」が謳われ、予約が入っていない部屋等を、小学生を対象とした「こどもの遊び場」に、成人も含めた「学習スペース」をロビー等に開設した。以下にその利用状況を示す。

令和7年度 こどもの遊び場利用状況

単位(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
粕壁地区センター	167	265	257	372	150	270	306	197	289	222	236	267	2,998
内牧地区センター	15	41	82	85	38	90	79	31	51	52	47	72	683
豊春地区センター	398	221	418	612	343	506	399	133	237	209	116	277	3,869
武里地区センター	40	103	191	189	140	155	133	83	164	158	63	252	1,671
幸松地区センター	10	4	9	5	5	2	5	0	34	18	16	22	130
豊野地区センター	106	89	192	257	83	122	109	34	68	67	80	129	1,336
武里大枝地区センター	116	93	158	223	202	135	158	119	111	87	82	130	1,614
庄和地区センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	22	25
計	852	816	1,307	1,743	961	1,280	1,189	597	954	816	640	1,171	12,326

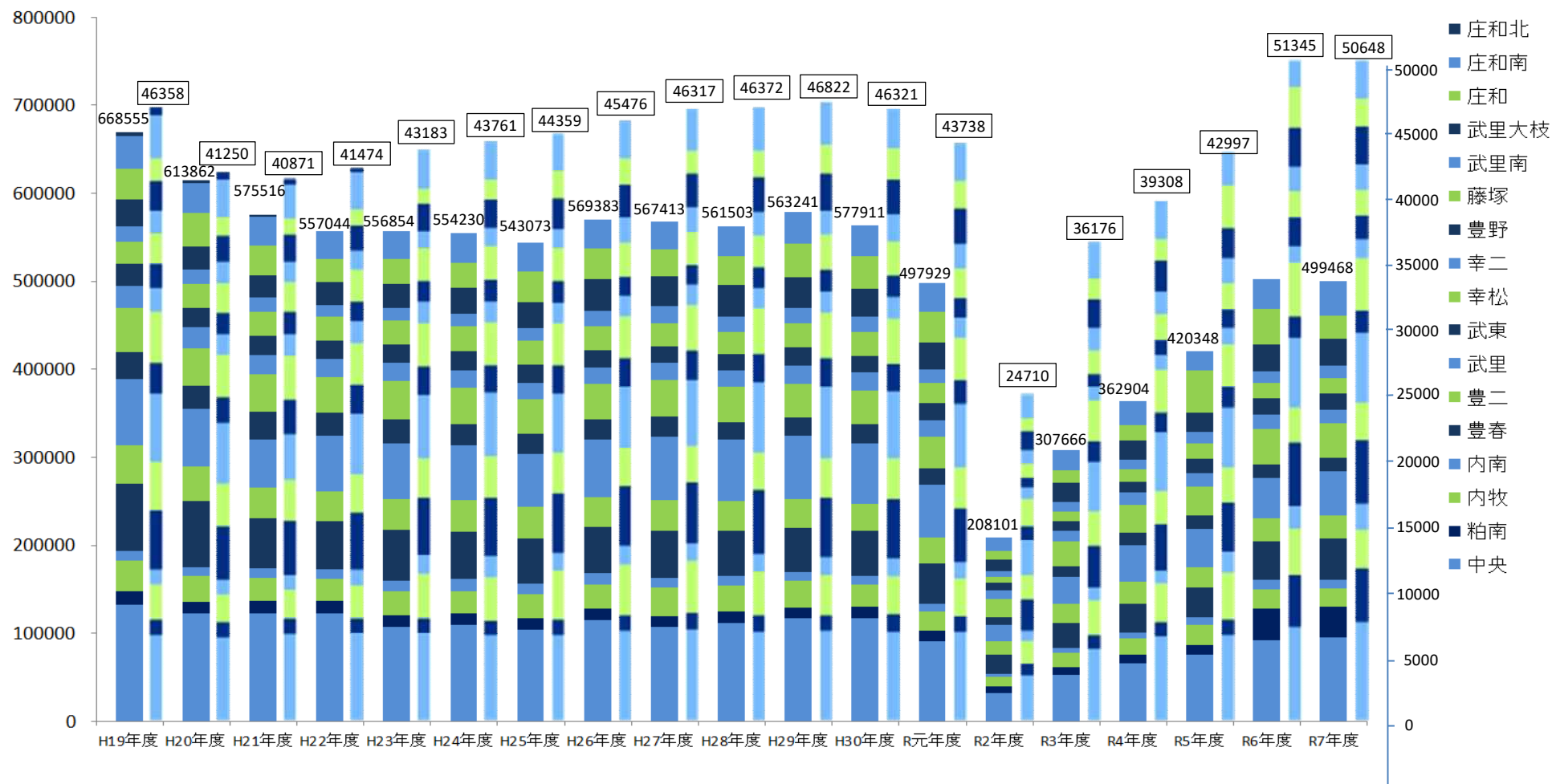
令和7年度 学習スペース利用状況

単位(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
粕壁地区センター	1,003	1,241	1,238	1,160	1,351	944	1,125	923	1,176	1,410	1,180	1,478	14,229
内牧地区センター	38	22	28	47	21	47	28	35	32	29	38	1	366
豊春地区センター	444	587	770	764	708	590	724	546	587	445	529	409	7,103
武里地区センター	59	95	149	159	252	144	141	127	183	145	162	63	1,679
幸松地区センター	313	503	588	777	688	443	626	560	616	547	604	297	6,562
豊野地区センター	20	21	76	123	92	99	116	84	135	118	150	124	1,158
武里大枝地区センター	409	396	393	457	513	385	399	374	354	400	388	306	4,774
庄和地区センター	0	0	0	0	0	0	0	86	49	16	55	45	251
計	2,286	2,865	3,242	3,487	3,625	2,652	3,159	2,735	3,132	3,110	3,106	2,723	36,122

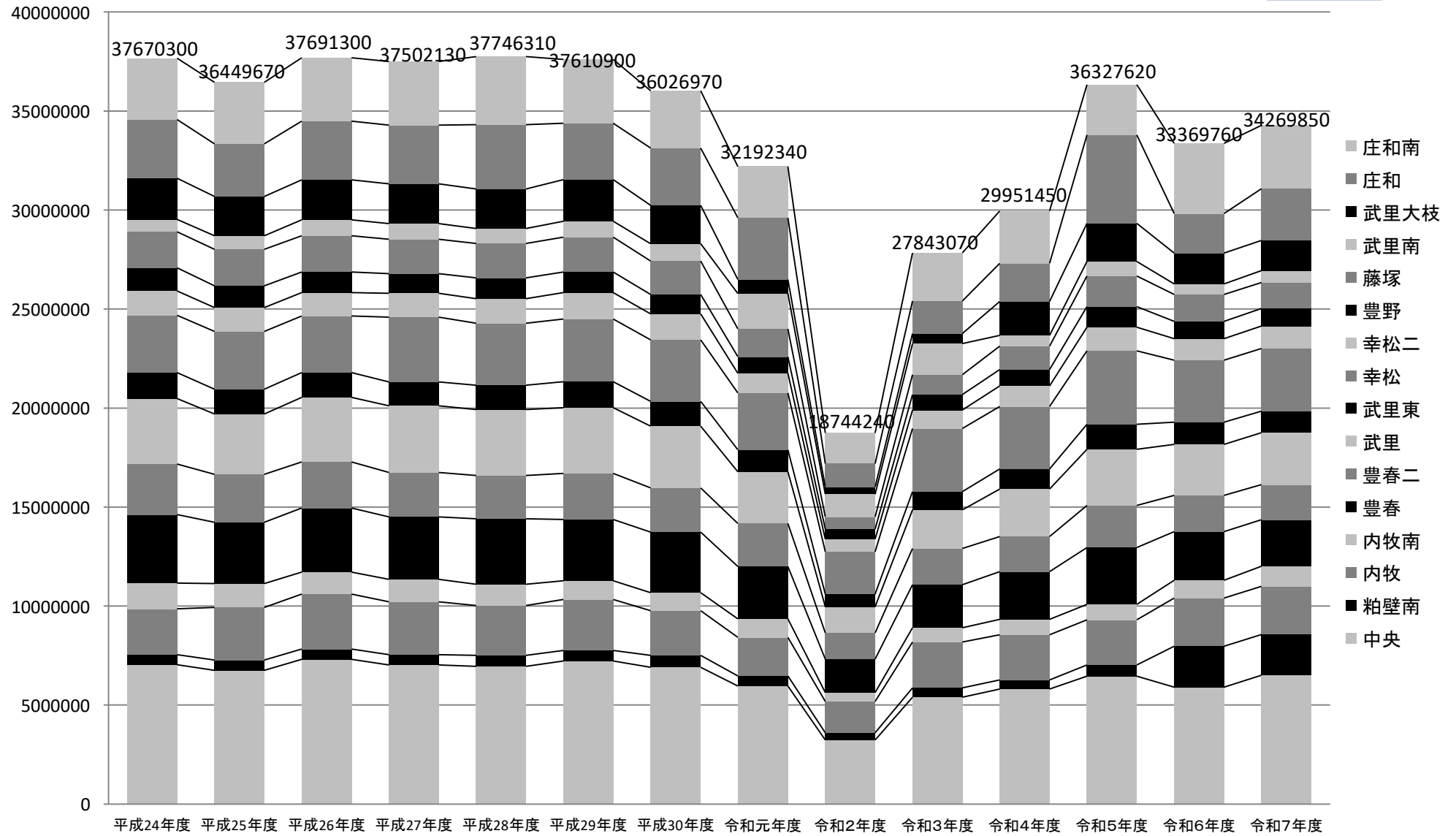
春日部市公民館利用状況の推移

■ 利用人数(左目盛) 単位:人
 ■ 利用回数(右目盛) 単位:回



春日部市公民館使用料歳入額の推移

単位：円



※令和7年度は見込額

令和7年度公民館事業体系

(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)

○計画の基本目標

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

○計画の施策体系

第1章 学ぶ

1 学習活動の支援

1 学習情報の提供

公民館学習情報提供事業
公民館関係資料調査及び収集
各種公民館関係資料の作成・発行
公民館だより「桐のまち」の発行
公民館だより「うちまき」の発行
公民館だより「豊春」の発行
公民館だより「武里」の発行
公民館だより「ふじの里」の発行
公民館だより「とよの」の発行
公民館だより「けやき」の発行
公民館だより「しょうわ」の発行
「中央公民館 今月のお知らせ」の発行
広報かすかべ掲載、チラシ、ポスターの作成
公民館関係団体支援
市公式SNSの配信
ホームページ・ブログ等の作成
各館窓口・ロビー・各事業において留意

主催(担当)公民館

SDGsの目標No

中央公民館 4
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
各公民館 4・11
各公民館 4
各公民館 4
各公民館 4
各公民館 4
各公民館 4

2 学習活動の相談・支援

講堂機器操作説明会
音響操作セミナー
春日部市障がい者作品展(共に生きよう!フェスティバル)
かすかべライブフェスタ
粕壁市民センターまつり
中央公民館利用者協議会・陶芸窯利用者のつどい
サークル体験月間
公民館学習情報提供事業
公民館関係資料調査及び収集
各種公民館関係資料の作成・発行
サークル体験月間
利用団体代表者会議
粕南ギャラリー
公民館利用者のつどい
市民センター・公民館利用者の説明会
武里地区公民館防災・防犯対策事業
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
サークルサポート
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議
サークル体験会
公民館利用者のつどい
サークル体験月間
クラブ・サークル連絡会
サークル発表会
利用者のつどい
ステップアップギャラリー
展示イベント
公民館関係団体支援
各館・各事業において留意

中央公民館 4・11
中央公民館 4・17
中央公民館 4・10・11・17
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3・4・11・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
武里地区公民館・武里東公民館 11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11・17
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
各公民館 4
各公民館 4

2 多様な学習機会の提供

1 子育て

キッズフェスティバル
幼児家庭教育学級
粕南すくすくひろば
子育てサロン うちまきプレイルーム
幼児家庭教育学級
趣味の講座 親子でチャレンジ防災訓練
キッズ交流ステーション
親子の広場
えほんの広場
小・中学生期家庭教育学級
子育てサロン
ふれあい教室 「MOJI JAZZ LIVE for babies」
子育てサロン
幼児家庭教育学級
小・中学生期家庭教育学級
子育てふれあいサロン
子育てふれあいサロン
子育てサロン「親子ひろば」

中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・3・4・5・10・11・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・3・4・5・10・11・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 3
武里地区公民館・武里東公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17

2 教育

年少リーダー研修会
「社会を明るくする運動」研修会

中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11

こども体験教室 乗り物の不思議を見に行こう！
 こども体験教室 混ぜてぎゅっ！おからで出来る簡単手作り味噌
 キッズ交流ステーション
 おもしろ科学教室
 小学生料理教室
 夏休み小・中学生体験シリーズ 楽しく和太鼓を体験してみよう！
 学社連携事業「公民館の役割と仕事について学ぼう」
 家庭教育研修会 「楽しいクッキング」
 こどもの遊び場企画【地区センター事業】
 ふれあい教室 目指せ！星博士
 こうまつ寺子屋「小学生サイエンス教室 ～楽しい化学の実験～」
 こうまつ寺子屋「星空観察教室」
 社会を明るくする運動
 放課後手品教室【地区センター事業】
 青少年健全育成事業
 教養講座
 子どもの遊び場「子どもの遊び場・遊びにおいでよ！」

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4
 武里地区公民館・武里東公民館 4
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・10・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4

3 福祉・健康

教養講座「健康をかんがえる」
 教養講座「かすかべ茶屋」
 内牧ふれあい講座
 教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
 キッズ交流ステーション
 いきいき学級
 オレンジカフェ
 えんJOYトレーニング
 たけさとカフェ
 オレンジカフェ
 教養講座 えんJOYトレーニング
 武里地区体育祭
 こうまつ寺子屋「フレイル予防教室」
 公民館利用団体共催オープン講座「やさしいチェアヨガ教室」
 公民館利用団体共催オープン講座「やさしいフローシキヨガ教室」
 健康を考えるつどい
 オレンジカフェ
 介護者交流サロン「福」
 レクリエーション・スポーツ教室（パドル体操）
 高齢者安心安全教室（手軽に足腰を鍛えられる軽体操！）
 健康講座

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 3・4・11・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 3・4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 3・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 3・4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11・17
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4

4 人権・国際化

春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
 人権教育研修会
 人権教育研修会
 人権問題研修会
 兵隊さんへの絵手紙展
 人権教育研修会
 人権問題研修会
 人権教育研修会
 人権教育研修会
 外国人による日本語スピーチ発表会in武里
 人権研修会

中央公民館 4・10・11・17
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 5・10・16
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・10・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 16
 武里地区公民館・武里東公民館 4・10・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・5・10
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・10・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・10・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・10・16

5 情報化

教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
 教養講座 パソコンの操作を学ぼう！
 こうまつ寺子屋「シニア世代のスマホ・交通安全教室」
 必ず役立つ入門講座
 教養講座（シニアのためのスマホ相談会）
 教養講座（庄和南）

内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・10・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4

6 文化・芸術

音楽鑑賞会「チェロとピアノで巡る音楽の歴史 トーク&レクチャーコンサート」
 春日部市民県展入選作品展
 春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
 演劇ワークショップ（演劇勉強会）
 粕壁市民センターまつり
 粕南ギャラリー
 音楽鑑賞会 やさしい音楽会
 内牧地区文化祭
 PA（音響）セミナー
 干支のつるし飾り
 とよはる音楽祭
 武里市民センターまつり
 幸松ふれあい文化祭
 公民館まつり
 こうまつ音楽祭
 公民館利用団体共催オープン講座「折り紙で作る干支飾り～馬」
 幸松第二公民館利用者作品展示
 サークル体験会
 ふれあい教室
 豊野地区文化連盟 サークル体験会
 豊野地区文化祭
 音楽鑑賞会
 武里図書館共催事業（クリスマスおはなし会・たけさと寄席）
 庄和地区公民館まつり
 庄和南鑑賞会
 展示イベント

中央公民館 4・11
 中央公民館 4・11・17
 中央公民館 4・10・11・17
 中央公民館 4・5
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・8・11・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・8・11・17
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・17
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・17
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

7 郷土・歴史

教養講座 うちまき歴史探訪ツアー
たけさとカフェ
教養講座 春・秋の散策
こうまつ史跡めぐり
生涯学習市民推進員企画事業（春の散策・秋の散策）
教養講座（大枝ふるさと塾）
教養講座「神明貝塚 地元を学ぼう！」

内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・15
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

8 スポーツ

粕壁地区体育祭
粕壁地区壮年ソフトボール大会
内牧地区体育祭
内牧地区婦人バレーボール大会・ソフトバレーボール大会
内牧ふれあい講座
豊春地区体育祭
お楽しみウオーキング
武里地区体育祭
スポーツ広場
サークル体験会
幸松地区体育振興会 各種スポーツ事業
幸松地区体育祭
初心者向けの健康気功
三世代交流スポーツフェスティバル
豊野地区体育祭
レクリエーション・スポーツ教室（パドル体操）
武里団地体育祭
庄和地区市民大学
庄和地区体育祭

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 3・4・11・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 3・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 3
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 3・4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 3・11・17
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・17

9 環境

自然観察会（かすかべ茶屋）
家族ふれあい教室
ふれあい教室 目指せ！星博士
こうまつ寺子屋「星空観察教室」

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11

10 防災・市民生活

企画展示会「水害記録写真展」
粕壁地区防災研修会【地区センター事業】
粕壁地区防犯研修会【地区センター事業】
粕壁地区交通安全研修会【地区センター事業】
かすかべ茶屋
内牧一区自主防災訓練【地区センター事業】
みんなで備える在宅避難・自助力アップ講座【地区センター事業】
「スマホを使った特殊詐欺等対策講座」【地区センター事業】
チャレンジクッキング
武里地区公民館防災・防犯対策事業
避難所開設訓練【地区センター事業】
教養講座 防犯およびスマホ講座【地区センター事業】
幸松地区防災のつどい【地区センター事業】
シニア世代のスマホ・交通安全教室【地区センター事業】
避難所開設訓練【地区センター事業】
けやきフェスティバル（防犯相談コーナー）
防災をかんがえる【地区センター事業】
庄和地区防災・防犯のつどい【地区センター事業】

中央公民館 4・11・13
中央公民館 4・11・13
中央公民館 4・11・13
中央公民館 4・11・13
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・11・13
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11・13
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・13
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・13

11 産業・都市基盤

企画展示会「水害記録写真展」

中央公民館 4・11・13

12 その他

けやきフェスティバル（大人のための朗読会）
庄和地区市民大学
しょうわ塾
教養講座

武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17

3 ライフステージに応じた学習機会の提供

1 乳幼児期の学習

幼児家庭教育学級
粕南すくすくひろば
子育てサロン うちまきブレイルーム
幼児家庭教育学級
家族ふれあい教室
親子の広場
えほんの広場
子育てサロン
ふれあい教室 「” MOJI JAZZ LIVE for babies”」
幼児家庭教育学級
子育てサロン
子育てふれあいサロン
子育てふれあいサロン
子育てサロン「親子のひろば」

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・3・4・5・10・11・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・3・4・5・10・11・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 3
武里地区公民館・武里東公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17

2 青少年期の学習

企画展示会「いのちの不思議・いのちってなに？」
年少リーダー研修会

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11

キッズフェスティバル
 演劇ワークショップ（演劇勉強会）
 こども体験教室 乗り物の不思議を見に行こう！
 こども体験教室 混ぜてぎゅっ！おからで出来る簡単手作り味噌
 ジュニア囲碁スクール
 内牧地区少年少女球技大会
 キッズ交流ステーション
 青少年体験教室 キッズフェスタうちまき 2025
 青少年体験教室 職業体験プログラム
 おもしろ科学教室
 小学生料理教室
 学社連携事業「公民館の役割と仕事について学ぼう」
 夏休み小・中学生体験シリーズ 楽しく和太鼓を体験してみよう！！
 武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
 ふれあい教室 目指せ！星博士
 家庭教育研修会 「楽しいクッキング」
 こどもの遊び場企画【地区センター事業】
 小・中学生期家庭教育学級
 こうまつ寺子屋「小学生サイエンス教室～たのしい化学の実験」
 こうまつ寺子屋「星空観察教室」
 チャレンジ教室
 豊野キッズフェスタ
 青少年健全育成事業
 生涯学習市民推進員企画事業（自分で育ててみるホタルの光）
 夏休み子ども科学教室（音のひみつ）
 子どもの遊び場遊びににおいでよ！

中央公民館 4・11
 中央公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 11・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 11
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4
 武里地区公民館・武里東公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 3・4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・15
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4

3 成人期の学習

かすかベライブフェスタ
 音響操作セミナー
 演劇ワークショップ（演劇勉強会）
 春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
 音楽鑑賞会「チェロとピアノで巡る音楽の歴史 トーク&レクチャーコンサート」
 春日部市民県展入選作品展
 企画展示会「水害記録写真展」
 サークル体験月間
 教養講座「健康をかんがえる」
 教養講座「かすかべ茶屋」
 小・中学生期家庭教育学級
 いきいき学級
 PA（音響）セミナー
 干支のつるし飾り
 チャレンジクッキング
 みんなで備える在宅避難・自助力アップ講座【地区センター事業】
 武里地区公民館防災・防犯対策事業
 たけさとカフェ
 オレンジカフェ
 教養講座 パソコンの操作を学ぼう！
 教養講座 春・秋の散策
 ふれあい教室
 生涯学習市民推進員企画（男の料理教室）
 生涯学習市民推進員企画事業（春の散策・秋の散策）
 学校開放講座
 教養講座
 教養講座（庄和南）

中央公民館 4・11
 中央公民館 4・17
 中央公民館 4・11
 中央公民館 4・10・11・17
 中央公民館 4・11
 中央公民館 4・11・17
 中央公民館 4・11・13
 中央公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11・13
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・10・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4

4 高齢期の学習

教養講座「県立大生と一緒に学ぶスマホ相談カフェ」
 演劇ワークショップ（演劇勉強会）
 音響操作セミナー
 教養講座「健康をかんがえる」
 教養講座「かすかべ茶屋」
 教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
 内牧ふれあい講座
 防犯講演会「スマホを使った特殊詐欺等対策講座」【地区センター事業】
 シニア世代のスマホ教室
 ふれあい教室
 必ず役立つ入門講座
 健康を考えるつどい
 高齢者安心安全教室
 シニアのための「スマホ相談会」
 井戸端サロン
 教養講座（庄和南）

中央公民館 4・11
 中央公民館 4・11
 中央公民館 4・17
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
 内牧地区公民館・内牧南公民館 3・4・11・17
 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
 豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・10・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4

第2章 生かす

1 人材の育成

1 学習成果の評価

2 指導者等の養成

音響操作セミナー
 キッズフェスティバル
 年少リーダー研修会
 教養講座「健康をかんがえる」
 庄和地区市民大学
 各事業の中で留意している

中央公民館 4・17
 中央公民館 4・11
 中央公民館 4・11
 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
 各公民館

2 人材の活用

1 指導者としての活用

音楽鑑賞会「チェロとピアノで巡る音楽の歴史 トーク&レクチャーコンサート」
年少リーダー研修会
演劇ワークショップ（演劇勉強会）
音響操作セミナー
こども体験教室 混ぜてぎゅっ！おからで出来る簡単手作り味噌
教養講座「かすかべ茶屋」
たけさとカフェ
教養講座 えんJOYトレーニング
教養講座 春・秋の散策
公民館利用団体共催オープン講座
生涯学習市民推進員企画事業（春の散策・秋の散策）
教養講座
井戸端サロン

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・17
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17

2 ボランティアとしての活用

年少リーダー研修会
演劇ワークショップ（演劇勉強会）
音響操作セミナー
キッズフェスティバル
サークル体験月間
幼児家庭教育学級
粕壁地区壮年ソフトボール大会
粕南すくすくひろば
教養講座 パソコンの操作を学ぼう！
武里市民センターまつり
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
公民館まつり
子育てふれあいサロン
豊野キッズフェスタ
けやきフェスティバル
子育てふれあいサロン
子育てサロン「親子のひろば」
各事業の中で留意している

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・17
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 11
武里地区公民館・武里東公民館 11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・17
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17
各公民館

3 学習成果の発表

春日部市民県展入選作品展
かすかべライブフェスタ
春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
粕壁市民センターまつり
音楽鑑賞会 やさしい音楽会
内牧地区文化祭
みんなのミニ作品展
豊春地区公民館文化祭
豊春第二公民館文化祭
豊春演芸のつどい
武里市民センターまつり
幸松ふれあい文化祭
幸松第二公民館利用者作品展
豊野地区文化連盟 サークル体験会
豊野地区文化祭
生涯学習市民推進員企画（公民館ロビー展）
武里図書館共催事業（ビブリオバトル）
サークル発表会
けやきフェスティバル
庄和地区公民館まつり
ステップアップギャラリー
庄和南鑑賞会
展示イベント

中央公民館 4・11・17
中央公民館 4・11
中央公民館 4・10・11・17
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・8・11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・8・11・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

第3章 推進する

1 生涯学習の推進

1 生涯学習推進体制の充実

サークル体験月間
かすかべライブフェスタ
公民館学習情報提供事業
各種公民館関係資料の作成・発行
粕壁市民センターまつり
サークル体験月間
キッズ交流ステーション
趣味の講座 親子でチャレンジ防災訓練
教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
教養講座 うちまき歴史探訪ツアー
内牧ふれあい講座
青少年体験教室 キッズフェスタうちまき 2025
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議
サークル体験会
こうまつ寺子屋「星空観察教室」
生涯学習市民推進員企画
生涯学習市民推進員企画事業
庄和地区市民大学
庄和地区公民館まつり
しょうわ塾
教養講座

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11・12・16・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 3・4・11・17
内牧地区公民館・内牧南公民館 1・4・16・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・15
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・10

	庄和南鑑賞会 各事業において留意	庄和地区公民館・庄和南公民館 各公民館	4・11
2	専門職員の充実、職員の資質向上		
	新任職員研修会 市民センター所長会議（公民館長会議） 公民館職員会議 各種プロジェクト 県、東部、埼玉地区ほか公民館職員研修会等派遣 各専門研修会等派遣	中央公民館 中央公民館 中央公民館 中央公民館 中央公民館 中央公民館	
3	市民の声を生かす仕組みづくり		
	春日部市公民館運営審議会 中央公民館利用者協議会・陶芸窯利用者のつどい 利用者のつどい 公民館利用者のつどい クラブ・サークル連絡会 利用者のつどい	中央公民館 中央公民館 幸松地区公民館・幸松第二公民館 豊野地区公民館・藤塚公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 庄和地区公民館・庄和南公民館	5・11・16・17 4・11 4 4・11・17 4・11 4・11
2	連携の強化		
1	行政間の連携		
	各種公民館関係資料の作成・発行 調査、照会等への対応	中央公民館 各公民館	
2	関係機関等との連携		
	年少リーダー研修会 教養講座「県立大学生と一緒に学ぶスマホ相談カフェ」 キッズフェスティバル 企画展示会「いのちの不思議・いのちってなに？」 教養講座「健康をかんがえる」 たけさとカフェ 子育てサロン 子育てサロン 社会を明るくする運動 外国人による日本語スピーチ発表会in武里 武里図書館共催事業 子育てふれあいサロン けやきフェスティバル 防災をかんがえる【地区センター事業】 庄和地区市民大学	中央公民館 中央公民館 中央公民館 中央公民館 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 武里地区公民館・武里東公民館 武里地区公民館・武里東公民館 幸松地区公民館・幸松第二公民館 幸松地区公民館・幸松第二公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 武里南地区公民館・武里大枝公民館 庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11 4・11 4・11 4・11・13 3・4・11 4・11・17 3 4 4・11 4・10・11 4・11 3・11・17 4・11・17 4・11・17 4・11・17
3	施設の活用		
1	生涯学習関連施設の活用		
	ギャラリー、ロビー等 施設を活用した各種展示事業 講堂ほか 施設を活用した各種舞台発表事業 粕壁市民センター中央監視装置システム等交換修繕 粕壁市民センター職員通用口扉修繕 修繕班 内牧市民センター1階講堂空調機更新修繕 豊春市民センター講堂舞台吊物設備修繕 武里市民センター実習室給湯器修繕 豊野市民センター1階ロビー照明器具交換修繕 武里南地区公民館調理室空調機交換修繕 武里南地区公民館調理室給湯器修繕 武里大枝市民センター研修室空調機交換修繕 庄和市民センター正風館リノベーション工事	各公民館 各公民館 中央公民館 中央公民館 各公民館 内牧地区公民館 豊春地区公民館 武里地区公民館 豊野地区公民館 武里南地区公民館 武里南地区公民館 武里大枝公民館 庄和地区公民館	4・11 4・11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12

令和7年度公民館事業体系（第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による）

社会教育法（抄）

（昭和24年6月10日法律第207号）
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則（第一条—第九条）	第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）	第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
第五章 公民館（第二十条—第四十二条）	第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）	

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活

動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第7条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 （略）

（報告）

第14条 （略）

第4章 社会教育委員 (略)

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、

当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（基金）

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

（特別会計）

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第39条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行為の停止）

第40条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）

第41条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第6章 学校施設の利用 （略）

第7章 通信教育 （略）

春日部市公民館条例

平成17年10月 1 日条例第180号
最終改正：令和 5 年12月18日条例第33号

(設置)

第 1 条 市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与するため、春日部市に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館は、中央公民館及び地区の公民館（以下「地区公民館」という。）によって構成し、公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

中央公民館

名称	位置
春日部市中央公民館	春日部市粕壁6918番地 1

地区公民館

名称	位置
春日部市粕壁地区公民館	春日部市粕壁6918番地 1
春日部市粕壁南公民館	春日部市南一丁目12番23号
春日部市内牧地区公民館	春日部市内牧4398番地
春日部市内牧南公民館	春日部市内牧1498番地
春日部市豊春地区公民館	春日部市上蛭田101番地 2
春日部市豊春第二公民館	春日部市豊町五丁目14番地 1
春日部市武里地区公民館	春日部市備後西一丁目13番 2 号
春日部市武里東公民館	春日部市備後東七丁目38番16号
春日部市幸松地区公民館	春日部市牛島667番地 1
春日部市幸松第二公民館	春日部市小渕73番地 1
春日部市豊野地区公民館	春日部市銚子口999番地
春日部市藤塚公民館	春日部市藤塚1670番地 1
春日部市武里南地区公民館	春日部市大枝89番地 7 街区 5 棟
春日部市武里大枝公民館	春日部市大枝89番地 2 街区 1 棟
春日部市庄和地区公民館	春日部市大倉307番地 1
春日部市庄和南公民館	春日部市米崎357番地

(所轄地区)

第 3 条 公民館の所轄地区は、次のとおりとする。

公民館名称	所轄地区
春日部市粕壁地区公民館	粕壁地区
春日部市粕壁南公民館	
春日部市内牧地区公民館	内牧地区
春日部市内牧南公民館	
春日部市豊春地区公民館	豊春地区
春日部市豊春第二公民館	
春日部市武里地区公民館	武里地区
春日部市武里東公民館	
春日部市幸松地区公民館	幸松地区
春日部市幸松第二公民館	
春日部市豊野地区公民館	豊野地区
春日部市藤塚公民館	
春日部市武里南地区公民館	武里南地区
春日部市武里大枝公民館	
春日部市庄和地区公民館	庄和地区
春日部市庄和南公民館	

(管理)

第4条 公民館は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可及び制限)

第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 館長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項第1号から第5号までのいずれか及び第7条に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 館長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

(開館時間)

第9条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公民館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(施設の使用時間)

第9条の2 公民館の使用時間は、別表第1の施設にあっては午前9時から午後9時まで、別表第2及び別表第3の施設にあっては午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを午前8時30分から午後10時までとすることができる。

(休館日)

第10条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、春日部市武里地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日（元日を除く。）に当たるときは、その翌日（その日が祝日法による休日又は休館日に当たるときは、その翌日）とする。
 - (2) 祝日法による休日（元日及び祝日法第3条第2項に規定する休日を除く。）の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休館日又は日曜日に当たるときは、その翌日とする。
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 第1項の規定にかかわらず、春日部市武里大枝公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 月曜日
 - (2) 祝日法による休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
 - (3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休館日の翌日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 4 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 5 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和南公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 6 教育委員会は、前5項に規定する休館日のほか、公民館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
- (原状回復義務)
- 第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。
- (損害賠償)
- 第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、館長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- (入館の禁止等)
- 第13条 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。
- (使用料)
- 第14条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- (使用料の減免)
- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 一部改正〔平成19年条例24号〕
- (使用料の還付)
- 第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。
- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
 - (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を使用することができないとき。
 - (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- (委任)
- 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、春日部市公民館設置及び管理条例（昭和58年春日部市条例第9号）又は庄和町公民館設置及び管理に関する条例（昭和60年庄和町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、平成19年9月30日までの間、これを適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、平成18年3月31日までの間、本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体は使用することができる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。

附 則（平成19年3月20日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び附則第3項の改正部分は、公布の日から施行する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止)

- 2 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例（平成17年条例第182号。次項において「使用料条例」という。）は、廃止する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、使用料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の別表第2に規定する中央公民館ギャラリーの使用に係る使用料の適用については、同表中「3,000」とあるのは「2,500」と、「3,500」とあるのは「3,000」と、「4,000」とあるのは「3,500」と、「10,500」とあるのは「9,000」と読み替えるものとする。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 5 改正後の別表第1 庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。
- 6 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 改正後の別表第1（中央公民館講堂の項、庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項を除く。）の規定 平成19年11月1日

(2) 改正後の別表第1の中央公民館講堂の項及び別表第3の規定 平成20年4月1日

附 則（令和4年12月16日条例第25号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条の2、第14条関係）

中央公民館等使用料

公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）
中央公民館	体育館	2,000
	ステージ	450
	講堂	2,450
	多機能学習室	250
	大会議室	500
	サークルボックス	100
	和室ふじ	150

	実習室	250
	音楽スタジオ	200
	小会議室	100
	中会議室	200
	アトリエ	300
粕壁南公民館	会議室	250
	和室	150
	調理室	100
	コミュニティホール	550
	ボランティアビューロー	150
	学習室	100
	音楽室	100
内牧地区公民館	講堂	700
	会議室兼リハーサル室	100
	和室	150
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	実習室	150
	体育室	1,200
内牧南公民館	大会議室	600
	講習室	200
	料理実習室	150
	和室	150
豊春地区公民館	講堂	1,200
	和室いちょう	100
	和室うめ	100
	プレイルーム	200
	談話室	100
	研修室(1)	200
	研修室(2)	250
	アトリエ	250
	クッキングサロン	150
	会議室兼音楽室	150
	浴室使用料（小学生以下及び60歳以上の者を除く。） 1人につき1回200円	
豊春第二公民館	大集会室	850
	調理室	100
	第一会議室	350
	第二会議室	150
	第三会議室	200
	和室1	100
	和室2	100
武里地区公民館	講堂	850
	音楽室	150
	会議室(1)	250
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	和室	150
	実習室	250
	研修室(1)	300

	研修室(2)	150
	研修室(3)	150
	教養室(1)	100
	教養室(2)	150
武里東公民館	大会議室	650
	研修室	100
	料理実習室	100
	和室	100
	講習室	100
幸松地区公民館	講堂	800
	体育室	1,100
	和室	200
	プレイルーム	200
	会議室A	200
	会議室B	100
	実習室	250
	研修室A	100
	研修室B	150
幸松第二公民館	大会議室	650
	講習室	150
	調理室	150
	和室	150
豊野地区公民館	講堂Ⅰ	250
	講堂Ⅱ	250
	和室Ⅰ	100
	和室Ⅱ	200
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	会議室	100
	実習室	150
藤塚公民館	大会議室	650
	小和室	100
	講習室	100
	調理室	100
	和室	100
	小会議室	100
武里南地区公民館	和室(大)	150
	和室(小)	100
	大会議室	250
	小会議室	100
	和室	100
	調理室	100
武里大枝公民館	講堂	1,000
	実習室	200
	和室	200
	会議室	150
	研修室	300
庄和地区公民館	音楽室	350
	集会室	200

	試食室	150
	調理実習室	400
	多目的室(1)	300
	多目的室(2)	300
	講義室(1)	550
	講義室(2)	400
	研修室	350
	小会議室	150
	和室(1)	300
	和室(2)	150
	和室(3)	150
	和室(4)	100
	パソコン研修室	150
	会議室(1)	150
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	視聴覚室	400
	ボランティアビューロー	150
庄和南公民館	多目的ホール	1,150
	楽屋	100
	音楽室	300
	学習室1	150
	学習室2	200
	集会室	150
	調理室	350
	和室1	100
	和室2	100
	創作室1	100
	創作室2	100
附属設備		教育委員会規則で定める。

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2（第9条の2、第14条関係）

中央公民館ギャラリー使用料

施設の名称	使用区分	使用料（円）
中央公民館ギャラリー	午前	3,000
	午後	3,500
	夜間	4,000
	全日	10,500

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及

び午後 9 時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。

3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合は正午から午後 1 時まで及び午後 4 時30分から午後 5 時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。

4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合は使用料の額は、所定の使用料の額（前 3 項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の150を乗じて得た額とする。

6 中央公民館ギャラリーの使用期間は、7 日以内とする。

7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第 3（第 9 条の 2、第14条関係）

庄和地区公民館の大ホール等使用料

施設等の名称	使用区分	使用料（円）
大ホール	午前	7,000
	午後	8,000
	夜間	8,000
	全日	23,000
舞台	午前	3,800
	午後	4,400
	夜間	4,400
	全日	12,600
楽屋（1）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
楽屋（2）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
附属設備	教育委員会規則で定める。	

備考

1 午前とは、午前 9 時から午後 0 時30分まで、午後とは、午後 1 時から午後 5 時まで、夜間とは、午後 5 時30分から午後 9 時30分まで、全日とは、午前 9 時から午後 9 時30分までをいう。

2 第 9 条の 2 ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前 8 時30分から午前 9 時まで及び午後 9 時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。

（1）大ホール 1,000円

（2）舞台 550円

（3）楽屋（1） 100円

（4）楽屋（2） 100円

3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合は午後 0 時30分から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 5 時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。

（1）大ホール 1,000円

（2）舞台 550円

（3）楽屋（1） 100円

（4）楽屋（2） 100円

4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 施設等（附属設備を除く。）の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（第2項から前項までに該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。
- （1） 入場料等が1人当たり1,000円未満のとき 100分の120
 - （2） 入場料等が1人当たり1,000円以上3,000円未満のとき 100分の150
 - （3） 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

春日部市公民館運営審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 181 号
最終改正：平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、春日部市中央公民館（以下「中央公民館」という。）に春日部市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 30 日以前に委嘱された委員の任期は、同日までとする。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号）

この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

平成19年 6 月18日 条例第33号

改正 平成23年12月16日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成23年条例17号〕

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき、障害者に付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）をいう。
- 3 この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者を扶養する者を主な構成員とする団体で、市長が適当と認めるものをいう。

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日 条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

春日部市公民館条例施行規則

平成17年10月1日教育委員会規則第5号
最終改正：令和6年3月29日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市公民館条例（平成17年条例第180号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 中央公民館に次の担当を置く。

- (1) 管理担当
- (2) 事業担当

2 中央公民館は、地区の公民館（以下「地区公民館」という。）を所管する。

(職の設置)

第3条 中央公民館に館長及び担当に主幹又は主査、地区公民館に館長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要があると認めたときは、担当課長、主幹、主査及び主任を置くことができる。

3 前2項に規定する職のほか、主事、社会教育主事その他必要な職員を置く。

(職務)

第4条 中央公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 担当課長、主幹、主査及び主任の職務については、春日部市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事務分掌)

第5条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

管理担当

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 公民館備品の管理に関すること。
- (7) 公民館施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 公民館相互の連絡調整及び調査統計に関すること。
- (9) 公民館職員の専門研修に関すること。
- (10) 公民館職員の身分、服務及び厚生に関すること。
- (11) 公民館職員の諸給与及び旅費に関すること。
- (12) 他担当に属しないこと。

事業担当

- (1) 中央公民館の事業等の企画、実施及び報告に関すること。
- (2) 中央公民館の施設の使用に関すること。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 地区公民館事業への専門的な助言及び指導に関すること。
- (5) 図書の管理及び閲覧に関すること。
- (6) 使用料に関すること。
- (7) その他公民館の事業等に関すること。

2 地区公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務に関する事務

- (1) 公印の保管及び文書の処理に関する事。
- (2) 施設及び設備の管理に関する事。
- (3) 物品の出納及び保管に関する事。
- (4) 図書及管理及び閲覧に関する事。
- (5) その他庶務に関する事。

事業に関する事務

- (1) 事業等の企画、実施及び報告に関する事。
- (2) 施設の使用に関する事。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 使用料に関する事。
- (5) その他公民館の事業等に関する事。

一部改正〔平成19年教委規則10号・23年6号〕

(専決事項)

第6条 中央公民館長が専決できる事項は、規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の使用に関する事。
- (2) 使用許可の取消しに関する事。
- (3) 行事の企画及び実施に関する事。
- (4) 所管備品の貸出しに関する事。
- (5) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。
- (6) 地区公民館長の年次有給休暇に関する事。
- (7) 地区公民館長の時間外勤務(勤務時間外、週休日及び休日の勤務をいう。以下同じ。)に関する事。
- (8) 地区公民館長の週休日の指定及び振替に関する事。
- (9) 地区公民館長の宿泊を要しない出張命令及び復命に関する事。

2 地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の年次有給休暇に関する事。
- (2) 職員の時間外勤務に関する事。
- (3) 職員の週休日の指定及び振替に関する事。
- (4) 職員の宿泊を要しない出張命令及び復命に関する事。
- (5) 定期的又は軽易な往復文書に関する事。
- (6) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関する事。
- (7) 地区公民館の使用許可に関する事。
- (8) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2の規定により降任若しくは転任をされた職員又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第10号)附則第4条第1項若しくは第2項又は同条例附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が地区公民館長である場合における当該地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期的又は軽易な往復文書に関する事。
- (2) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関する事。
- (3) 地区公民館の使用許可に関する事。
- (4) 軽易な収入及び支出に関する事。

4 前3項の規定による専決をした者は、専決した事項であっても必要があると認めたときは、上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 中央公民館長が不在である場合においては、主務主幹がその事務を代決し、主幹を置かないときは、主務主査がその事務を代決する。

- 2 前項の規定は、地区公民館長が不在である場合に準用する。ただし、前条第3項の規定による地区公民館長が不在である場合においては、中央公民館長がその事務を決裁する。
- 3 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(報告)

第8条 地区公民館長は、毎年度及び毎月の事業計画書、事業報告書及び公民館利用状況報告書を中央公民館長に提出しなければならない。

- 2 中央公民館長は、毎年度の事業計画書及び事業報告書を春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(許可手続等)

第9条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市公民館使用（利用）申請書（様式第1号の2）、春日部市中央公民館ギャラリー使用申請書（様式第2号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。（条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するときは、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(2) 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(3) 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するときは、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(4) その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。

- 3 館長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市公民館使用許可書兼領収書（様式第4号）、春日部市公民館使用（利用）許可書（様式第4号の2）及び領収書（様式第4号の3）、春日部市中央公民館ギャラリー使用許可書兼領収書（様式第5号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用許可書兼領収書（様式第6号）（以下これらを「許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

- 4 条例第6条第1項又は条例第8条第3項の規定により、使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに許可書を提示するとともに、春日部市公民館使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第7号。以下「変更等申請書」という。）を館長に提出しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。

(1) 第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる施設 使用する日の30日前

(2) その他の施設 使用する日の7日前

- 5 館長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市公民館使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第8号。以下「変更等許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

- 6 公民館の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

- 7 公民館の施設及び附属設備（中央公民館ギャラリーを除く。第17条において「施設等」という。）を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、館長が必要と認めたときは、こ

れを変更することができる。

(使用の許可に係る予約)

第9条の2 前条第2項第4号に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する
手続によるものとする。

(特別の設備等の承認)

第10条 条例第6条第1項の許可を受けた者が、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外
の物品を使用しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

第11条 条例別表により規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(附属設備の使用許可手続)

第12条 前条の附属設備を使用するときは、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館体育設備使用申請書(様式第9号)、春日部
市中央公民館陶芸窯使用申請書(様式第10号)、春日部市公民館使用(利用)申請書又は春日部市
庄和地区公民館大ホール等附属設備使用申請書(様式第11号)を館長に提出しなければならない。
ただし、この申請書は、使用する日の1か月前から受け付けるものとする。

3 館長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条に基づく
使用料を徴収し、春日部市公民館体育設備使用許可書兼領収書(様式第12号)、春日部市中央公民
館陶芸窯使用許可書兼領収書(様式第13号)、春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許
可書兼領収書(様式第14号)又は春日部市公民館使用(利用)許可書及び領収書を使用者に交付す
るものとする。

4 別表イの附属設備のうち講堂移動観覧席については、第1項から第3項までの使用許可の手続き
によらず、別に館長が指定した方法によるものとする。

5 附属設備の使用の許可を受けた者が、許可事項を変更し、又は取消しようとするときは、第9
条第4項及び第5項の規定を準用する。

追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成28年教委規則10号・令和2年7号〕

(使用料の減免)

第13条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する
とき 免除

(減免の手続)

第14条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する日の7日前までに春日部市公民館使
用料減額・免除申請書(様式第15号)により館長に申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館
使用料減額・免除決定通知書(様式第16号)により申請した者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付

(2) 第9条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設において、使用する日の30日前までに
使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

(3) 第9条第2項第4号に掲げる施設において、使用する日の7日前までに使用の許可を取り消
す旨の申請があったとき 全額の還付

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当
該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

第16条 使用料の還付（第9条第5項の規定による還付を除く。）を受けようとする者は、許可書又は変更等許可書を提示し、春日部市公民館使用料還付申請書（様式第17号）を館長あて提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料還付通知書（様式第18号）により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成20年教委規則8号・28年7号・10号〕

（使用終了の届出）

第17条 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、春日部市公民館設置及び管理条例施行規則（平成5年春日部市教育委員会規則第8号）又は庄和町公民館管理規則（昭和60年庄和町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月27日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年6月26日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第10項の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成19年8月1日から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

2 改正後の第9条（第2項を除く。）及び第12条から16条までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（1） 条例別表1（中央公民館の講堂の項を除く。）に掲げる施設等 平成19年11月1日

（2） 条例別表1の中央公民館の講堂の項及び別表第3に掲げる施設等 平成20年4月1日

3 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（1） 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備を除く。）、別表イ及び別表ウの附属設備の使用に係る規定 平成19年11月1日

（2） 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備に限る。）及び別表エの附属設備の使用に係る規定 平成20年4月1日

（許可の申請をすることができる期間の短縮に関する経過措置）

4 平成19年8月1日から平成19年9月30日までの間に限り、春日部市中央公民館ギャラリー（2分の1に区分して使用しようとするとき。）、春日部市庄和地区公民館（春日部市庄和地区公民館大ホールを除く。）、春日部市庄和南公民館及び春日部市庄和北公民館において条例第6条第1項の許可の申請をすることができる期間は、平成19年8月1日から平成19年10月31日までとする。

（春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則の廃止）

- 5 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則（平成17年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成19年11月28日教委規則第13号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
（春日部市公民館条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の春日部市公民館条例施行規則第9条第2項第4号の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用し、同項第1号から第3号までの規定は平成20年11月1日からの施設の利用から適用する。

附 則（平成20年6月26日教委規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前までに、改正前の春日部市公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年5月25日教委規則第6号）
この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教委規則第7号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日教委規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年3月26日教委規則第9号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月20日教委規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年12月22日教委規則第7号）
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日教委規則第5号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

ア 全館共通の附属設備

	名称	単位	使用料（円）
体育設備	卓球台	1 時間 1 台	200
	バドミントンコート用設備	1 時間一式	500

イ 中央公民館の附属設備

	名称	単位	使用料（円）
陶芸窯	素焼き 1 回		1,500
	本焼き 1 回		2,500
講堂移動観覧席	1 回		1,000

ウ 庄和地区公民館大ホールを使用する場合の附属設備

区分	名称	単位	使用料（円）
舞台	平台	1 台	100
	ピアノ	1 台	3,000
	金屏(びょう)風	1 双	300
	スクリーン	一式	1,000
	地絨パンチ	一式	1,000
音響	拡声装置	一式	3,000
	モニタースピーカー	1 台	1,000
	オープンデッキ	1 台	500
	カセットデッキ	1 台	400
	MDデッキ	1 台	400
	C Dプレーヤー	1 台	400
	レコードプレーヤー	1 台	300
	サブミキサー	1 台	1,000
	エレベーターマイク	一式	1,000
	3点吊りマイク	一式	1,000
	ワイヤレスマイク	1 波	500
	コンデンサーマイク	1 本	500
	ダイナミックマイク	1 本	400
照明	ボーダーライト	1 回路	300
	アッパーホリゾン	1 回路	200
	ロアーホリゾン	1 回路	200
	フットライト	1 回路	200
	エフェクトライト	1 台	500
	エフェクトマシン	1 台	300
	ミラーボール	1 台	200
	照明操作卓	1 台	1,000
	ミラーボール	1 台	200
	照明操作卓	1 台	1,000
	ゴールドデンスキャン	1 台	1,000
	ミニスキャン	1 台	500
	センターピンスポット	1 台	2,000
	ライト(1,000ワット)	1 台	200
	ライト(500ワット)	1 台	100
その他	16ミリ映写機	1 台	2,000
	スライド映写機	1 台	1,000
	O H P	1 台	1,000
	持込みによる電気使用料	1 k w 時	100

備考 この表による使用料は、条例別表に定める使用区分（1 日を除く）ごとに、それぞれの使用をそれぞれ 1 回として計算する。

・様式第 1 号～18 号（略）

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 施行規則（抄）

平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 41 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（団体の登録等）

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する「障害者団体」とは、団体の過半数が障害者又は障害者を扶養する者で構成されるものとし、あらかじめ市に登録するものとする。

2 前項の規定による登録又は更新（以下「登録等」という。）を受けようとする団体は、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録等の申請があった場合において、登録等を適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）決定通知書（様式第 2 号）及び春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証（様式第 3 号。以下「団体登録証」という。）を登録団体に交付し、登録等を不適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）不承認通知書（様式第 4 号）により当該団体に通知するものとする。

4 団体登録証の有効期間は、登録を受けた日から 1 年間とする。

5 第 3 項の規定により登録の更新を受けた場合の団体登録証の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して 1 年間とする。

6 第 3 項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、第 2 項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録内容変更（辞退）届（様式第 5 号）により速やかに届け出なければならない。

7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な使用をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（団体登録証の再交付）

第 3 条 登録団体は、団体登録証を紛失、破損又は汚損等した場合には、当該団体登録証の再交付を春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証再交付申請書（様式第 6 号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、団体登録証を再交付するものとする。

（減免する使用料等）

第 4 条 条例第 3 条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（減免の申請）

第 5 条 条例第 3 条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、あらかじめ利用しようとする公の施設の長等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって申請するものとする。

（1）障害者 当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が認めるもの（以下「手帳等」という。）の提示

（2）障害者を扶養する者 その扶養する障害者が交付を受けている手帳等の提示

（3）介護者 障害者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出

（4）登録団体 団体登録証の提示

(端数計算)

第 6 条 別表の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 41 号抄)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する 場合	障害者団体が使用する 場合
以上略	以上略	以上略
春日部市中央公民館の使用料等	免除	減額 (当該使用料等の額の 2 分の 1 に相当する額を減額することをいう。以下同じ。)
春日部市粕壁南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里東公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊野地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市藤塚公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里南地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里大枝公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和南公民館の使用料等	免除	減額
以下略	以下略	以下略

様式第 1 ～ 6 号 (第 2 条関係)

(略)

春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱

令和4年3月25日要綱第62号

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市が設置する公民館（以下「公民館」という。）の利用者の社会教育活動を支援し、利便性を向上するため、公民館に設置されている印刷機及び複写機（以下「印刷機等」という。）並びに事務室内に架設されている電話機（以下「電話機」という。）を利用する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象)

第2条 印刷機等の利用は、公民館を利用して行っている社会教育活動及び地域のコミュニティ活動を実施している団体の活動に係る資料を作成する場合に限るものとする。

2 電話機の利用は、公民館利用者（以下「利用者」という。）に限るものとする。

(利用の条件)

第3条 利用者が電話機を利用する場合は、公民館の職員が確認するものとする。

(実費の額)

第4条 印刷機等の利用に係る原紙代、インク代等の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、実費の合計額を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 印刷機による原紙の作成 原紙1枚につき50円

(2) 印刷機による印刷 1面につき0.3円

(3) 複写機による複写 複写1面につき10円

2 印刷機を利用する場合の用紙は、印刷機を利用する者が持参するものとする。

3 電話機の利用に係る実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市内（IP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。）を含む。）にかけた場合 3分につき10円

(2) 市外又は携帯電話にかけた場合 1分につき10円

(実費の納付)

第5条 印刷機等及び電話機の実費は、利用後、ただちに公民館長へ納付しなければならない。

2 公民館長は、印刷機等の実費の納付については印刷機等使用報告書（様式第1号）及び印刷機等実費処理簿（様式第2号）を、電話機利用の実費については私用通話使用簿（様式第3号）を備え付けなければならない。

(利用時間)

第6条 印刷機等及び電話機を利用できる時間は、公民館の開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱の廃止)

2 春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の附属設備の取扱要領

(趣旨)

第1 春日部市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）別表アの全館共通の附属設備（以下「体育設備」という。）の使用に関し、利用者との負担の公平性を確保するため、体育設備の使用に関する取扱いを定める。

(施設使用)

第2 体育設備を使用する場合における使用する公民館施設（以下「体育室等」という。）については、各公民館において確保し、提供するものとする。

(使用の手続き)

第3 体育設備を使用する者は、前項の規定により、規則第9条に規定する体育室等の許可手続きを要しない。併せて、公民館による施設使用許可手続きも省略するものとする。

(使用料)

第4 体育設備を使用する場合の体育室等の使用料は、発生させないものとする。

(その他)

第5 その他体育設備の使用手続きに関し必要な事項は、当該館長が処理をする。

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

令和 8 年度春日部市の公民館
令和 8 年度事業計画
令和 7 年度事業のまとめ

発 行 日 令和 8 年 7 月 1 日
編集発行 春日部市中央公民館
春日部市粕壁 6918 番地 1
Tel 048-752-3080
Fax 048-754-0158